

IMPORTANT NOTICE: クルーズチケット(乗船券)より一部抜粋

1. 本契約は運送業者の契約条件に準ずる。ドリームクルーズの船舶で旅行をする乗客の注意事項は、運送業者の契約条件であり、ドリームクルーズと乗客間に法的拘束力をもつ契約となるチケット規約(乗船規約)に記載されている。乗船規約は指定旅行代理店、ドリームクルーズのオフィス、ドリームクルーズ公式ホームページ(www.dreamcruiseline.com)にて入手可能である。乗客の注意事項は主にアテネ条約(船舶による乗客及びその手荷物の運搬に関する国際協定)を適用する。アテネ条約は 1976 年 11 月 19 日の条約議定書にて改訂されたのちに乗船規約に組み込まれ、とりわけ条項 2 ならびに 5e においては運送業者やオーナー、オペレーター、船舶、代理店、従業員などに対して要求を申し立てることへの乗客の権利の制限に関する大切な項目が含まれている。以下はいくつかの重要な条項の概要であり、乗船規約における包括的なものではない。
2. 乗客ならびに乗務員の安全と快適性のため、ドリームクルーズは出発前後に関わらず不可抗力の出来事やその他の理由(悪天候や天災などを含む)により、公表されている航程の変更、短縮、延長、取り消しを行う権利をもつ。ドリームクルーズはそれらにより生じた損失や損害に対するの責務を負わない。また、乗客の過失や怠慢による損害には責任を負わない。規定された範囲内での保証に応じる。
3. ドリームクルーズは運賃、税金、燃油料金、宿泊施設、その他諸費税の料金改定など、また物価上昇を考慮して、追加徴収を実施する権利を有する。
4. 指定旅行代理店や他の第三者へ支払われた旅行代金は、ドリームクルーズに支払われるまで乗客の代わりに保持される。
5. アテネ条約が適用される場合、乗客の死亡や障害に対するドリームクルーズの義務は、46,666SDR を限度とする。客室の荷物の紛失や損傷に対する責任は 833SDR を限度とする。アテネ条約が適用されない場合、医療費や身体損害補償がいかなるものであれ、ドリームクルーズは死亡、損害に対して一人当たり合計 70,000 米ドルを限度とする。また、所有品の紛失、損傷に関しては、一人当たり合計 300 米ドル、1 キロに対して 5 米ドル、荷物ひとつあたり 75 米ドルのうちいずれか低いものを限度とする。
6. ドリームクルーズは、乗客自身が、クルーズ中に発生した手荷物や私物の損害・損失、旅行のキャンセル料、緊急避難、死亡事故、傷害、疾病、医療費用に対する保険に加入することを推奨する。
7. 乗客とドリームクルーズは本契約書によって、乗船規約または乗船規約に応じて提供されるドリームクルーズの運搬やサービスから生ずるもしくは関連するいかなる論争も香港特別行政区の裁判所にて決定され、香港特別行政区の法によって管理されていることに合意すること。"ドリームクルーズ"というのはここで "Dream Cruises Management Limited" とその会社と関連会社を意味する。
8. 乗客はビザやその他の出入国関連書類(パスポート、写真付き ID、運転免許証、12 歳以下のお子様は出生証明証を含むがこれに限定されるものではない)など、必要とされる渡航書類の提示が必要である。出入国必要条件に対する不履行により乗船を拒否された乗客に対し運賃の返金、賠償金の支払いは行わない。
9. 全ての寄港地において、入国管理機関はドリームクルーズへ乗客のパスポート情報もしくは ID 情報(氏名、性別、生年月日、国籍、パスポート番号/ID 番号、有効期限)を出航 5 日前までに提示することを義務

- づけている。情報提供がない場合、乗船や出港が遅延するなどの不便が起きることとなる。
10. 妊娠している乗客は、その週数・詳細について予約時に運送業者へ申告する必要がある。妊娠 24 週目以上の乗客は乗船を禁ずる。
 11. 乗客はクルーズ船における医療が限られており処置が遅れることがあること、また、治療が限られる、または治療をすることができない目的地へ航海する場合もあることを了承すること。船医や他医療関係者の有無、選択はドリームクルーズの判断である。全ての乗客は、乗船時にクルーズに適した健康状態であることを保証すること。乗客に対し細心の注意を払うが、船上での治療や医療施設は一般の病院同様の十分なものには及ばない。医療施設は緊急時または応急手当としてのみ機能する。
 12. 身的障害、精神的障害、その他あらゆる疾患やハンディキャップなどを持ち、航海中に特別手配や補助が必要な乗客は、ドリームクルーズに対し、予約時にその旨を書面にて報告する義務がある。報告のない乗客について、ドリームクルーズは航海を拒否または解約、または予約を取り消す権利を有す。ドリームクルーズは、当規約に従って、乗船拒否に関し一切の責任を負わない。
 13. アルコール類を含むお飲み物の船内への持ち込みは固く禁止されております。ただし、乗船日には、18 歳以上のお客様は 750ml の未開封のワインまたはシャンパンボトルをお一人につき 1 本持ち込むことができます。尚、所定の持ち込み料を申し受けます。
 14. アイロン、クッキングプレート、湯沸かし器等の加熱機器の船内への持ち込みを固く禁ずる。
 15. 乗客は航海中アクセスカード（マグカード）を常時保持すること。寄港地での乗下船で必要となる。最終目的地到着にてパスポートを返却する際もカードが必要となる。
 16. ご乗船のお客様は、指定された場所にてチェックインする必要があります。

こちらの書面は英語にて作成されており、英語原文に基づいて他言語に訳される場合がございます。不一致などのいかなる場合にも英文が優先されます。